

今季インフルエンザワクチン優先接種順に関する日本小児科医会の解釈

公益社団法人 日本小児科医会
公衆衛生委員会

本年9月11日付けで厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部からインフルエンザワクチンの優先的な接種対象者への呼びかけの事務連絡がありました。

本事務連絡によると高齢者の新型コロナウイルス対策を最優先に考え、定期接種対象者を10月1日から25日まで優先的に接種し小児等の他の該当者は26日以降に接種するようにと記載されています。しかしながら小児においては例年通り10月前半からの接種を予定し、すでに予約などを開始している医療機関も多いかと思えます。

そこで本事務連絡に対する解釈と対応につき、日本小児科医会の考え方を提示いたしますのでご参考にしてください。

- 1) 日本感染症学会は医療関係者、ハイリスク者、乳幼児から小学低学年までのインフルエンザワクチンの接種を強く推奨していることから、小児への接種時期を一律に遅らせることは避けるべきと考える。
- 2) 今季はインフルエンザワクチン供給状況が例年より早期に完了する予定であることから高齢者だけを早期に完了する接種計画を立てるのではなく、他の年齢層で接種が必要な方への接種も考慮すべきである。
- 3) 乳幼児はインフルエンザ脳症のリスクがあることからハイリスク群であり、優先順位は高い。
- 4) すでに10月からの接種予約が完了している医療機関もあり、予約の変更などにより混乱が起こる可能性がある。
- 5) 乳幼児・学童への接種を遅らせることによる影響の有無についての検討が十分でなく、小児への不利益が生ずるなどの不安が残る。

以上、本事務連絡に関する問題点や疑問につき、その解釈や対応などを記載しましたが、本事務連絡の内容を示した厚生労働省作成のポスターには「お示した日程はあくまで目安であり、前後があっても接種を妨げるものではありません」と明記されていることから、各医療機関に於きましては、それぞれの判断を基に接種対象者・時期を決定されてよろしいと考えます。